

○厚生労働省告示第二百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月二十六日から適用する。

平成二十九年五月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三		改正後	
番号	医療機器の名称	基準	使用目的又は効果が定める規格
百五十一	1 歯科用空気回転駆動装置	T五九一二	歯科用ユニット等から供給された圧縮空気を回転に変換し、等速又は変速して、歯又は義歯などを切削又は研磨するストレート及びギアードピアスなどにその回転を伝達すること。
(略)			
百五十二	1 歯科用電気回転駆動装置	T五九一二	歯、義歯、歯冠等を切削又は研磨する機器を電氣的に駆動すること。
(略)			
百五十四	1 ストレート・ギアードアングルハンドピース	T五九一二	駆動源からの回転を等速又は変速して、歯又は義歯等を切削又は研磨す

別表第三		改正前	
番号	医療機器の名称	基準	使用目的又は効果が定める規格
百五十一	1 歯科用空気回転駆動装置	T五九〇八	歯科用ユニット等から供給された圧縮空気を回転に変換し、等速又は変速して、歯又は義歯などを切削又は研磨するストレート及びギアードピアスなどにその回転を伝達すること。
(略)			
百五十二	1 歯科用電気回転駆動装置	T五九〇九	歯、義歯、歯冠等を切削又は研磨する機器を電氣的に駆動すること。
(略)			
百五十四	1 ストレート・ギアードアングルハンドピース	T五九〇七	駆動源からの回転を等速又は変速して、歯又は義歯等を切削又は研磨す

(略)	四百 八十 六	1 歯科用空気 駆動式ハンド ピース	T五九二二	電氣駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	(略)	四百 八十 五	1 歯科用電動 式ハンドピー ス	T五九二二	電氣駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。

(略)	四百 八十 六	1 歯科用空気 駆動式ハンド ピース	T五九〇七 T五九〇八	電氣駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	(略)	四百 八十 五	1 歯科用電動 式ハンドピー ス	T五九〇七 T五九〇九	電氣駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。